

◎新潟県訓令第1号

本 庁
地 域 機 関

建設工事執行規程（昭和49年8月新潟県訓令第27号）の一部を次のように改正する。

平成25年3月29日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には当該移動条等（以下「削除条等」という。）を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示、削除条等並びに別記様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>本 庁 地 域 機 関</p>	<p>本 庁 出 先 機 関</p>
<p>第1章～第4章（略） 第5章 雑則（第48条—<u>第51条</u>）</p> <p>（用語の意義） 第3条 この規程で、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)（略） (2) 支出負担行為担当者 財務規則第2条第14号に規定する支出負担行為担当者をいう。 (3)・(4)（略） (5) <u>工事検査課長 前条に規定する建設工事の検査に関する事務を分掌する課長をいう。</u> (6) <u>地域振興局の部等 地域振興局の部（新潟地域振興局新潟港湾事務所及び津川地区振興事務所並びに上越地域振興局妙高砂防事務所及び直江津港湾事務所を含む。）並びに長岡地域振興局地域整備部与板維持管理事務所及び小千谷維持管理事務所並びに上越地域振興局農林振興部上越東農林事務所及び地域整備部上越東維持管理事務所並びに流域下水道事務所をいう。</u> (7) <u>部長 前条に規定する建設工事の執行に関する事務を所掌し、又は分掌する地域振興局の部等の長（佐渡地域振興局農林水産振興部長を除き、佐渡地域振興局において所属する部の部長</u></p>	<p>第1章～第4章（略） 第5章 雑則（第48条—<u>第53条</u>）</p> <p>（用語の意義） 第3条 この規程で、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)（略） (2) 支出負担行為担当者 財務規則第2条第12号に規定する支出負担行為担当者をいう。 (3)・(4)（略） (5) <u>所長 組織規則第3章に規定する出先機関のうち、前条に規定する建設工事の執行に関する事務を所掌する出先機関の長をいう。</u></p>

と勤務する庁舎を異にする副部長を含む。）をいう。

(8) 工務課長等 組織規則第192条に規定する内部組織の長のうち、部長の指揮を受けて建設工事の執行に関する事務を処理する内部組織の長をいう。

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

(13) 本庁監督工事 前号に規定する工事のうち、工事の設計図書の作成及び監督その他を本庁で行う工事をいう。

(14) 委任請負工事 地域振興局長又は流域下水道事務所長が請負契約を締結する工事をいう。

(15) (略)

(16) 地域機関直営工事 部長が第9条の規定による決裁をする直営工事をいう。

(17) (略)

(18) (略)

(19) 設計図書 設計書、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。

(起工方針の通知)

第5条 主務課長は、起工の方針が決定したときは、おおむね次に掲げる事項を部長に通知しなければならない。ただし、本庁監督工事については、主務課長が必要と認める工事に限り、通知するものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 工事の執行方法並びに本庁請負工事、委任請負工事、本庁直営工事及び地域機関直営工事の区分

(起工資料の作成等)

第6条 部長は、前条の通知を受けたときは、次に掲げる資料を作成しなければならない。ただし、直営工事及び特殊異例な工事に係るものは、主務課において作成するものとする。この場合において、主務課長は、その旨を前条の通知とともに部長に通知しなければならない。

(1)・(2) (略)

(6) 工務課長等 組織規則第140条に規定する内部組織の長のうち、所長の指揮を受けて建設工事の執行に関する事務を処理する内部組織の長をいう。

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) 直轄工事 前号に規定する工事のうち、工事の設計図書の作成及び監督その他を本庁で行う工事をいう。

(12) 委任請負工事 所長が請負契約を締結する工事をいう。

(13) (略)

(14) 出先直営工事 所長が第9条の規定による決裁をする直営工事をいう。

(15) (略)

(16) (略)

(17) 設計図書 図面及び仕様書 (設計書、現場説明書等を含む。)をいう。

(起工方針の通知)

第5条 主務課長は、起工の方針が決定したときは、おおむね次に掲げる事項を所長に通知しなければならない。ただし、直轄工事については、主務課長が必要と認める工事に限り、通知するものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 工事の執行方法並びに本庁請負工事、委任請負工事、本庁直営工事及び出先直営工事の区分

(起工資料の作成等)

第6条 所長は、前条の通知をうけたときは、次に掲げる資料を作成しなければならない。ただし、直営工事及び特殊異例な工事に係るものは、主務課において作成するものとする。この場合において、主務課長は、その旨を前条の通知とともに所長に通知しなければならない。

(1)・(2) (略)

第7条 部長は、一般工事（委任請負工事を除く。）については、前条に規定する資料を作成して、主務課長の指定する期限までに主務課長に提出しなければならない。

- 2 主務課長は、委任請負工事について、必要と認めるときは、部長に前条に規定する資料の提出を求めることができる。
- 3 主務課長は、前項の規定により部長が提出した資料及び主務課において作成した資料を審査するものとする。

第8条 主務課長は、本庁請負工事について、請負契約が締結されたときは、その旨及びその他必要な事項を部長に通知し、かつ、当該請負契約書の写しを送付しなければならない。ただし、本庁監督工事については、主務課長が特に必要と認めるもの以外は、この限りでない。

第10条 主務課長は、地域機関直営工事を執行する予算上の措置が決定したときは、部長にその起工を指示するとともに、その工程に応じ所要の予算の配当又は配付の措置をしなければならない。

- 2 主務課長は、本庁直営工事の執行につき、前条の規定により決裁を受けたときは、部長にその旨を通知するとともに、当該工事に使用する資材、役務等の調達について部長に当該予算の執行を委任しないものがあるときは、その内容を通知し、その他の経費については、その工程に応じ所要の予算の配当又は配付の措置をしなければならない。

（監督員の指定及び職務）

第11条 部長は、第8条の規定による通知を受けたとき又は請負契約が締結されたときは、当該工事の監督員を指定し受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

- 2 部長は、財務規則別記建設工事請負基準約款（以下「約款」という。）に基づく発注者の権限を監督員に委任したとき又は前項の規定により、2名以上の監督員を指定し、権限を分担させたときは、それぞれの監督員の有する権限の内容を受注者に通知しなければならない。

第7条 所長は、一般工事（委任請負工事を除く。）については、前条に規定する資料を作成して、主務課長の指定する期限までに主務課長に提出しなければならない。

- 2 主務課長は、委任請負工事について、必要と認めるときは、所長に前条に規定する資料の提出を求めることができる。
- 3 主務課長は、前項の規定により所長が提出した資料及び主務課において、作成した資料を審査するものとする。

第8条 主務課長は、本庁請負工事について、請負契約が締結されたときは、その旨及びその他必要な事項を所長に通知し、かつ、当該請負契約書の写しを送付しなければならない。ただし、直轄工事については、主務課長が特に必要と認めるもの以外は、この限りでない。

第10条 主務課長は、出先直営工事を執行する予算上の措置が決定したときは、所長にその起工を指示するとともに、その工程に応じ所要の予算の配当又は配付の措置をしなければならない。

- 2 主務課長は、本庁直営工事の執行につき、前条の規定により決裁を受けたときは、所長にその旨を通知するとともに、当該工事に使用する資材、役務等の調達について所長に当該予算の執行を委任しないものがあるときは、その内容を通知し、その他の経費については、その工程に応じ所要の予算の配当又は配付の措置をしなければならない。

（監督員の指定及び職務）

第11条 所長は、第8条の規定による通知をうけたとき又は請負契約を締結したときは、当該工事の監督員を指定し請負者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

- 2 所長は、財務規則別記約款（以下「約款」という。）に基づく発注者の権限を監督員に委任したとき又は前項の規定により、2名以上の監督員を指定し、権限を分担させたときは、それぞれの監督員の有する権限の内容を請負者に通知しなければならない。

- 3 工務課長等は、部長の命を受けて所属の監督員を指揮監督するものとする。
- 4 監督員は、工務課長等の指揮を受けて、この規程の他の条項に定めるもののほか、おおむね次の職務を行う。
 - (1) 請負契約の履行について、受注者に対する指示、承諾又は協議をすること。
 - (2) 設計図書に基づく工事施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成したこれらの図面の承諾をすること。
 - (3) 設計図書に基づく工程管理、立会い及び工事の施工の状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査をすること。
- 5 監督員は、この規程に基づき受注者に対し指示又は承諾をしたときは、別に定めるもののほか原則としてその都度工事打合簿に記録し、部長に報告するものとする。

(報告)

- 第12条** 監督員は、主務課長の指定した工事について、毎月の工事の進行状況を工程月報により翌月の5日までに部長に報告しなければならない。
- 2 部長は、監督員から前項の工程月報が提出されたときは、7日以内に主務課長にこれを提出しなければならない。
 - 3 主務課長は、公共工事について、前項に定めるもののほか、別に部長に対し必要な事項の報告を求めることができる。

(材料検査)

- 第13条** 監督員は、工事に使用する材料のうち、設計図書に指定され又は必要と認めて指示したものについて、受注者から材料検査の請求を受けたときは、設計図書に基づき形状、寸法、種類及び品質その他必要な事項を速やかに検査し、その結果を材料検査簿に記録整理しておかなければならない。
- 2 監督員は、検査の結果、不合格とした材料については、受注者に対し、期間を指定してその取替を命じなければならない。
 - 3 監督員は、受注者が前2項の規定に反して工事材料を使用した場合、必要と認めるときは、その

- 3 工務課長等は、所長の命を受けて所属の監督員を指揮監督するものとする。
- 4 監督員は、所長の指揮をうけて、この規程の他の条項に定めるもののほか、おおむね次の職務を行う。
 - (1) 請負契約の履行について、請負者に対する指示、承諾又は協議をすること。
 - (2) 設計図書に基づく工事施工のための詳細図等の作成及び交付又は請負者が作成したこれらの図面の承諾をすること。
 - (3) 設計図書に基づく工程管理、立合及び工事の施工の状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査をすること。
- 5 監督員は、この規程に基づき請負者に対し指示又は承諾をしたときは、別に定めるもののほか原則としてその都度工事記録簿に記録し、所長に報告するものとする。

(報告)

- 第12条** 監督員は、主務課長の指定した工事について、毎月の工事の進行状況を工程月報により翌月の5日までに所長に報告しなければならない。
- 2 所長は、監督員から前項の工程月報が提出されたときは、7日以内に主務課長にこれを提出しなければならない。
 - 3 主務課長は、公共工事について、前項に定めるもののほか、別に所長に対し必要な事項の報告を求めることができる。

(材料検査)

- 第13条** 監督員は、工事に使用する材料のうち、設計図書に指定され又は必要と認めて指示したものについて、請負者から材料検査の請求をうけたときは、設計図書に基づき形状、寸法、種類及び品質その他必要な事項を速やかに検査し、その結果を材料検査簿に記録整理しておかなければならない。
- 2 監督員は、検査の結果、不合格とした材料については、請負者に対し、期間を指定してその取替を命じなければならない。
 - 3 監督員は、請負者が前各項の規定に反して工事材料を使用した場合、必要と認めるときは、その

工事の施工部分を破壊して検査しなければなら
ない。

4 監督員は、設計図書に定める支給材料又は貸与品について、受注者の立会いを求め、検査をして引き渡さなければなら
ない。

5 監督員は、前3項の規定により、命令、検査又は引渡しをしたときは、その結果を工事打合簿に記録整理しておかなければならない。

(材料調合の立会い等)

第14条 監督員は、工事に使用する材料のうち、設計図書に指定され又は必要と認めて指示した調査を要するものについて受注者から立会い又は見本検査の請求を受けたときは、その調査に立ち会い、又は調査について見本検査をしなければなら

2 (略)

3 監督員は、受注者が前2項の規定に反して材料の調査をした場合、必要があると認めるときは、その工事の施工部分を破壊して検査しなければ
ならない。

4 監督員は、前3項の規定により立会い、指示又は検査をしたときは、工事打合簿に記録し、部長に報告しなければなら

(埋設工事の立会い等)

第15条 監督員は、水中又は地下埋設する工事その他完成後外部から明視できない工事で設計図書に指定され、又は必要と認めて指示したものについて、受注者から立会いの請求を受けたときは、その施工に立ち会

2 (略)

3 監督員は、受注者が第1項の工事を無断で施工した場合、必要と認めるときは、その部分を発掘又は破壊して検査しなければ
ならない。

4 監督員は、前3項の規定により立会い、指示又は検査をしたときは、工事打合簿に記録し、部長に報告しなければなら

(設計変更)

第16条 監督員は、次の各号のいずれかにより請負金額の変更又は請負金額の変更によって工事内容の変更(以下これらの請負金額又は工事内容の変

工事の施工部分を破壊して検査するものとする。

4 監督員は、設計図書に定める支給材料又は貸与品について、請負者の立会いを求め、検査をして引渡さなければなら
ない。

5 監督員は、前3項の規定により、検査又は引渡しをしたときは、その結果を工事記録簿に記録整理しておかなければならない。

(材料調合の立合等)

第14条 監督員は、工事に使用する材料のうち、設計図書に指定され又は必要と認めて指示した調査を要するものについて請負者から立会い又は見本検査の請求を受けたときは、その調査に立会い又は調査について見本検査をしなければなら

2 (略)

3 監督員は、請負者が前2項の規定に反して材料の調査をした場合、必要があると認めるときは、その工事の施工部分を破壊して検査するものとする。

4 監督員は、前3項の規定により立会い、指示又は検査をしたときは、工事記録簿に記録し、所長に報告しなければなら

(埋設工事の立合等)

第15条 監督員は、水中又は地下埋設する工事その他完成後外部から明視できない工事で設計図書に指定され、又は必要と認めて指示したものについて、請負者から立会いの請求をうけたときは、その施工に立合

2 (略)

3 監督員は、請負者が第1項の工事を無断で施工した場合、必要と認めるときは、その部分を発掘又は破壊して検査するものとする。

4 監督員は、前3項の規定により立会い、指示又は検査をしたときは、工事記録簿に記録し、所長に報告しなければなら

(設計変更)

第16条 監督員は、次の各号の一により請負金額の変更又は請負金額の変更によって工事内容の変更(以下これらの請負金額又は工事内容の変

更を「設計変更」という。)をする必要が生じたときは、部長の指示により速やかに受注者と協議し、既定設計とその変更案とを比較対照できる設計図書、理由書その他の資料を作成し、部長の指定する期限までに、これを提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

2 部長は、本庁請負工事について、監督員から前項の規定により提出された資料を審査し、処理に関する意見を付して、7日以内にこれを主務課長に提出しなければならない。

3 部長は、委任請負工事の設計変更が、次の各号のいずれかに該当するものである場合は、主務課長に協議しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 前2号以外の工事で主務課長が指定したもの

^{くい}
(杭・矢板類の切縮め)

第17条 (略)

2 監督員は、前項の措置をしようとする場合は、^{くい}杭・矢板類切縮め調書を部長に提出し、その指示を受けなければならない。

3 部長は、本庁請負工事について、前項の規定により監督員に切縮めの指示をしようとするときは、あらかじめ主務課長の承認を受けなければならない。

(通知等の処理)

第18条 監督員は、契約に基づいて受注者から通知、届出又は請求があつたときは、その内容を調査し、処理についての意見を付して部長に提出しなければならない。

2 部長は、本庁請負工事に係る受注者からの通知、届出又は請求については、その内容を調査して、これを主務課長に提出しなければならない。

(損害の処理)

第19条 監督員は、約款第30条第1項の規定により受注者から損害の通知があつたときは、直ちに部長に報告するとともに、被害があつたときは、その被害発生原因、規模、被害見積額、被害防止措置の内容並びにその他必要な事項について詳細に調査し、処理に関する意見を付した調書により、

「設計変更」という。)をする必要が生じたときは、所長の指示により速やかに請負者と協議し、既定設計とその変更案とを比較対照できる設計図書、理由書その他の資料を作成し、所長の指定する期限までに、これを提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

2 所長は、本庁請負工事について、監督員から前項の規定により提出された資料を審査し、処理に関する意見を付して、7日以内にこれを主務課長に提出しなければならない。

3 所長は、委任請負工事の設計変更が、次の各号の一に該当するものである場合は、主務課長に協議しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 前各号以外の工事で主務課長が指定したもの

^{くい}
(杭・矢板類の切縮措置)

第17条 (略)

2 監督員は、前項の規定により、切縮措置をしようとする場合は、^{くい}杭・矢板類切縮調書を所長に提出し、その指示をうけなければならない。

3 所長は、本庁請負工事について、前項の規定により監督員に切り縮めの指示をしようとするときは、あらかじめ主務課長の承認をうけなければならない。

(通知等の処理)

第18条 監督員は、契約に基づいて請負者から通知、届出又は請求があつたときは、その内容を調査し、処理についての意見を付して所長に提出しなければならない。

2 所長は、本庁請負工事にかかる請負者からの通知、届出又は請求については、その内容を調査して、これを主務課長に提出しなければならない。

(損害の処理)

第19条 監督員は、約款第26条の規定により請負者から損害の通知があつたときは、ただちに所長に報告するとともに、被害があつたときは、その被害発生原因、規模、被害見積額、被害防止措置の内容並びにその他必要な事項について詳細に調査し、処理に関する意見を付した調書により、これ

これを部長に提出しなければならない。

- 2 部長は、監督員から前項の報告を受けたときは、直ちに電話その他の方法により、その要旨を主務課長に報告し、被害があつたときは、その事故のやんだときから2日以内に被害調書を提出するとともに委任請負工事については受注者に対し、損害の確認の状況を通知しなければならない。
- 3 部長は、本庁請負工事について受注者から損害額の請求を受けたときは、受注者とその処理について下協議し、その結果及び処理に関する意見を記載した書類を添えて、これを主務課長に提出しなければならない。
- 4 部長は、委任請負工事について、前項の請求を受け、受注者と協議の結果、損害の一部又は全部を負担することにより、新たに予算上の措置を要することとなる場合は、第16条に規定する設計変更によるもののほかあらかじめ主務課長に協議しなければならない。
- 5 部長及び監督員は、次に掲げる場合は、前各項の例により処理しなければならない。

(1) 約款第27条第2項に規定する臨機の措置の通知を受けたとき。

(2) 約款第28条に規定する損害が生じたとき。

(3) 約款第29条第1項又は第2項に規定する損害を及ぼしたとき。

(既成部分の検査)

第20条 監督員は、財務規則第49条第2項の規定による部分払のための一部履行届が提出されたときは、第35条の規定により工事検査課長又は部長が別に指定するもののほか、支出負担行為担当者の命令を受けたものとみなして当該検査を行い、検査結果を受注者に通知しなければならない。

(意見の申出等)

第21条 監督員は、次に掲げる事項について、必要と認めるときは、部長に意見を申し出、部長の指示により必要な措置をしなければならない。

(1) (略)

を所長に提出しなければならない。

- 2 所長は、監督員から前項の報告を受けたときは、ただちに電話その他の方法により、その要旨を主務課長に報告し、被害があつたときは、その事故の止んだときから2日以内に被害調書を提出するとともに委任請負工事については請負者に対し、損害の確認の状況を通知しなければならない。
- 3 所長は、本庁請負工事について請負者から損害額の請求をうけたときは、請負者とその処理について下協議し、その結果及び処理に関する意見を記載した書類を添えて、これを主務課長に提出しなければならない。
- 4 所長は、委任請負工事について、前項の請求を受け、請負者と協議の結果、損害の一部又は全部を負担することにより、新たに予算上の措置を要することとなる場合は、第16条に規定する設計変更によるもののほかあらかじめ主務課長に協議しなければならない。
- 5 所長及び監督員は、約款第23条、第24条及び第25条の規定により、請負者から臨機の措置の通知若しくは損害の負担の申し出を受け、又は第三者に損害を生じたときは、前各項の例により処理しなければならない。

(既成部分の検査)

第20条 監督員は、財務規則第49条第2項の規定による部分払のための一部履行届が提出されたときは、第35条の規定により主務課長又は所長が別に指定するもののほか、支出負担行為担当者の命令を受けたものとみなして当該検査を行い、検査結果を請負者に通知しなければならない。

(意見の申出等)

第21条 監督員は、次に掲げる事項について、必要と認めるときは、所長に意見を申し出、所長の指示により必要な措置をしなければならない。

(1) (略)

(2) 受注者の工事施工の是正に関すること。

(3)～(6) (略)

2 部長は、本庁請負工事について、監督員から前項の規定による意見の申出があつたときは、これを検討し、適当と認めるときは、所要の措置についての意見を主務課長に申し出なければならない。

(工事完了報告書等)

第22条 監督員は、受注者から財務規則第49条第1項の規定による履行届が提出されたときは、その内容を調査し、工事打合簿、当該工事の状況を知るに足りる写真その他必要な資料を添えて、その結果を部長に報告しなければならない。

2 部長は、本庁請負工事（一般工事に限る。）について、監督員から前項の規定により完了したと認められる旨の報告を受けたときは、前項の履行届及び当該工事の完成の状況を知るに足りる写真を添えて、本庁請負工事完了報告書を主務課長に提出しなければならない。

3 前2項の規定は、検査の結果、不合格となり、その補修又は改造の措置を命ぜられ、これを完了した場合に準用する。この場合において、第1項中「財務規則第49条第1項の規定により履行届」とあるのは、「手直完了届」と読み替えるものとする。

第23条 部長は、委任請負工事（一般工事に限る。）について工事が完了し、財務規則第50条第1項の規定による検査に合格したときは、その都度委任請負工事完了報告書を主務課長に提出しなければならない。ただし、県単独工事については、あらかじめ主務課長が指定したもの以外は、この限りでない。

(監督の特例)

第24条 支出負担行為担当者は、本庁請負工事のうち、施工の監督上高度の専門的知識を有する者をして監督を行わせる必要があると認めるときは、第11条第1項の規定にかかわらず、別に監督員を指定して、当該施工の監督を行わせることができる。この場合において、支出負担行為担当者は、あらかじめその旨を当該部長に通知しなければならない。

(2) 請負者の工事施工の是正に関すること。

(3)～(6) (略)

2 所長は本庁請負工事について、監督員から前項の規定による意見の申出があつたときは、これを検討し、適当と認めるときは、所要の措置についての意見を主務課長に申し出なければならない。

(工事完了報告書等)

第22条 監督員は、請負者から財務規則第49条第1項の規定による履行届が提出されたときは、その内容を調査し、工事記録簿、当該工事の状況を知るに足りる写真その他必要な資料を添えて、その結果を所長に報告しなければならない。

2 所長は、本庁請負工事（一般工事に限る。）について、監督員から前項の規定により完了したと認められる旨の報告をうけたときは、前項の履行届及び当該工事の完成の状況を知るに足りる写真を添えて、本庁請負工事完了報告書を主務課長に提出しなければならない。

3 前各項の規定は、検査の結果、不合格となり、その補修又は改造の措置を命ぜられ、これを完了した場合に準用する。この場合において、第1項中「財務規則第49条第1項の規定により履行届」とあるのは「手直完了届」と読み替えるものとする。

第23条 所長は、委任請負工事（一般工事に限る。）について工事が完了し、財務規則第50条第1項の規定による検査に合格したときは、そのつど委任請負工事完了報告書を主務課長に提出しなければならない。ただし、県単独工事については、あらかじめ主務課長が指定したもの以外は、この限りでない。

(監督の特例)

第24条 支出負担行為担当者は、本庁請負工事のうち、施工の監督上高度の専門的知識を有する者をして監督を行わせる必要があると認めるときは、第11条第1項の規定にかかわらず、別に監督員を指定して、当該施工の監督を行わせることができる。この場合、支出負担行為担当者は、あらかじめその旨を当該所長に通知しなければならない。

らない。

- 2 部長は、前項の通知を受けたときは、第11条第1項の例により受注者に通知しなければならない。

第25条 部長は、施工の監督上必要があると認めるときは、本庁請負工事にあつては当該支出負担行為担当者の承認を得て、委任請負工事にあつては配当又は配付の予算の範囲内において、監督員の行う業務のうち、次に掲げるものの全部又は一部を当該工事の受注者、下請負人及び施工の委任を受けた者並びにこれらの者の代表者、代理人、使用人その他従業者以外の者で当該業務を行うことのできる法令上の資格を有するもの又はこれと同等の知識及び経験を有するものに、これを委託して行わせることができる。この場合には、委託事項及び委託を受けた者の氏名を受注者に通知しなければならない。

(1) (略)

(2) 細部設計図及び現寸図を作成し、受注者の作成した細部設計図及び現寸図の確認をすること。

(3) (略)

- 2 前項の規定により委託する場合は、財務規則第36条第2項に定めるもののほか、次の条件を約定するものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 受託者は、この規程に定める工事打合簿及び材料検査簿を備え付け、所要の事項を記録整理し、随時監督員の求めにより、その検閲を受け、受託した業務を完了したときは、完了報告書に添えて監督員に提出すること。

(5) 受託者は、工事が設計図書のとおり実施されていないと認めるときは、直ちに当該工事の受注者又はその現場代理人に注意を与え、これに従わない場合は、直ちに監督員に報告すること。

(6) 受託者の受託した業務の実施に起因して、当該工事の受注者が損害を受け、その損害の全部又は一部を注文者たる委託者が負担しなければならない場合においては、委託者は、その負担しなければならない損害の全部又は一部を受託者に求償することがあること。

- 3 (略)

- 2 所長は、前項の通知を受けたときは、第11条第1項の例により請負者に通知しなければならない。

第25条 所長は、施工の監督上必要があると認めるときは、本庁請負工事にあつては当該支出負担行為担当者の承認を得て、委任請負工事にあつては配当又は配付の予算の範囲内において、監督員の行う業務のうち、次に掲げるものの全部又は一部を当該工事の請負者、下請者及び施工の委任を受けた者並びにこれらの者の代表者、代理人、使用人その他従業者以外の者で当該業務を行うことのできる法令上の資格を有するもの又はこれと同等の知識及び経験を有するものに、これを委託して行わせることができる。この場合には、委託事項及び委託を受けた者の氏名を請負者に通知しなければならない。

(1) (略)

(2) 細部設計図及び現寸図を作成し、請負者の作成した細部設計図及び現寸図の確認をすること。

(3) (略)

- 2 前項の規定により委託する場合は、財務規則第36条第2項に定めるもののほか、次の条件を約定するものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 受託者は、この規定に定める工事記録簿及び材料検査簿を備え付け、所要の事項を記録整理し、随時監督員の求めにより、その検閲を受け、受託した業務を完了したときは、完了報告書に添えて監督員に提出すること。

(5) 受託者は、工事が設計図書のとおり実施されていないと認めるときは、ただちに当該工事の請負者又はその現場代理人に注意を与え、これに従わない場合は、ただちに監督員に報告すること。

(6) 受託者の受託した業務の実施に原因して、当該工事の請負者が損害を受け、その損害の全部又は一部を注文者たる委託者が負担しなければならない場合においては、委託者は、その負担しなければならない損害の全部又は一部を受託者に求償することがあること。

- 3 (略)

(支出負担行為担当者への報告)

第25条の2 部長(流域下水道事務所長を除く。)は、請負工事に関する事項について、必要があると認めるときは、支出負担行為担当者に報告するものとする。

(本庁監督工事の特例)

第26条 第11条第1項、第2項、第4項及び第5項、第12条第1項、第13条から第15条まで、第16条第1項、第17条第1項及び第2項、第18条第1項、第19条第1項及び第5項、第20条、第21条第1項、第22条第1項及び第3項並びに第24条から前条までの規定は、本庁監督工事について準用する。この場合において、第11条第1項、第2項及び第5項、第12条第1項、第14条第4項、第15条第4項、第16条第1項、第17条第2項、第18条第1項、第19条第1項、第21条第1項、第22条第1項、第24条第2項並びに第25条第1項中「部長」とあり、第11条第4項中「工務課長等」とあり、並びに前条中「部長(流域下水道事務所長を除く。)」とあるのは「主務課長」と、第12条第1項中「監督員は、主務課長の指定した工事について」とあるのは「監督員は」と、第19条第5項中「部長及び監督員」とあるのは「監督員」と、第24条第1項中「行わせることができる。この場合において、支出負担行為担当者は、あらかじめその旨を当該部長に通知しなければならない」とあるのは「行わせることができる」と、同条第2項中「通知を受けたとき」とあるのは「場合において」と読み替えるものとする。

2 支出負担行為担当者は、施工の監督上必要があると認めるときは、本庁監督工事の一部について、部長に工事の監督を委託することができる。この場合においては、当該工事の監督については、本庁請負工事に関する規定を準用する。

(施工監督)

第27条 部長は、第10条第1項の規定により指示を

(直轄工事の特例)

第26条 直轄工事については、本節中、第11条第1項から第4項まで、第12条第1項、第14条第4項、第15条第4項、第16条第1項、第17条第2項、第18条第1項、第19条第1項、第21条第1項、第22条第1項並びに第25条の規定において「所長」とあるのは「主務課長」と読み替えて、これらの規定を準用する。

2 主務課長は、前項前段に規定する事項について、必要があると認めるときは、支出負担行為担当者に報告するものとする。

3 支出負担行為担当者は、施工の監督上必要があると認めるときは、直轄工事の一部について、所長に工事の監督を委託することができる。この場合においては、当該工事の監督については、本庁請負工事に関する規定を準用する。

(施工監督)

第27条 所長は、第10条第1項の規定により指示を

受けた地域機関直営工事につき第9条の規定により執行決裁をしたとき、第10条第2項の規定による本庁直営工事の執行の通知があつたとき及び直営で維持修繕工事を執行しようとするときは、工程を定め、工事主任及び係員を選任しなければならない。

- 2 部長は、工事を数工区に分けて施工する場合は、それぞれの工区に前項の工事主任及び係員を置くことができる。
- 3 工務課長等は、部長の命を受けて、所属の工事主任を指揮監督するものとする。

(工事主任の職務権限)

第28条 工事主任は、工務課長等の指揮を受け、次に掲げる事務を処理し、係員及び労務者を指揮監督するものとする。

- (1)～(4) (略)
- (5) 前各号のほか、部長の命じた事務

(簿冊等の備付け)

第29条 (略)

- 2 部長は、主務課長の承認若しくは指示を受けた場合又は直営で執行する維持修繕工事については、前項の規定による簿冊等の一部の備付けを省略することができる。

(就業規則等)

第30条 就労者の就業規則等で就労者一般に適用する事項は、関係法令の規定に基づき部長が定める。

(設計変更)

第32条 工事主任は、施工中において設計の変更をする必要が生じたときは、部長の指示により、既定設計とその変更案とを比較対照できる設計図書、理由書その他の資料を作成し、部長の指定する期限までに、これを提出しなければならない。

- 2 部長は、本庁直営工事について、工事主任から前項の規定により提出された資料を審査し、処理に関する意見を付して、これを主務課長に提出しなければならない。
- 3 部長は、地域機関直営工事の設計変更が、次の各号のいずれかに該当するものである場合は、主

受けた出先直営工事につき第9条の規定により執行決裁をしたとき、第10条第2項の規定による本庁直営工事の執行の通知があつたとき及び直営で維持修繕工事を執行しようとするときは、工程を定め、工事主任及び係員を選任しなければならない。

- 2 所長は、工事を数工区に分けて施工する場合は、それぞれの工区に前項の工事主任及び係員を置くことができる。
- 3 工務課長等は、所長の命をうけて、所属の工事主任を指揮監督するものとする。

(工事主任の職務権限)

第28条 工事主任は、所長の指揮をうけ、次の各号に掲げる事務を処理し、係員及び労務者を指揮監督するものとする。

- (1)～(4) (略)
- (5) 前各号のほか、所長の命じた事務

(備付簿冊等)

第29条 (略)

- 2 所長は、主務課長の承認若しくは指示を受けた場合又は直営で執行する維持修繕工事については、前項の規定による簿冊等の一部の備付けを省略することができる。

(就業規則等)

第30条 就労者の就業規則等で就労者一般に適用する事項は、関係法令の規定に基づき所長が定める。

(設計変更)

第32条 工事主任は、施工中において設計の変更をする必要が生じたときは、所長の指示により、既定設計とその変更案とを比較対照できる設計図書、理由書その他の資料を作成し、所長の指定する期限までに、これを提出しなければならない。

- 2 所長は、本庁直営工事について、工事主任から前項の規定により提出された資料を審査し、処理に関する意見を付して、これを主務課長に提出しなければならない。
- 3 所長は、出先直営工事の設計変更が、次の各号の一に該当するものである場合は、主務課長に協

務課長に協議しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 前2号以外の工事で主務課長が指定したもの

(報告事項)

第33条 工事主任は、次に定めるところにより、部長に対し報告等をしてしなければならない。

(1) 工事に着手したときは、直ちに直営工事着手報告書を提出すること。

(2)・(3) (略)

(4) 前3号のほか、部長の指示した報告をすること。

2 部長は、本庁直営工事について、前項の規定による報告をうけたときは、2日以内に当該報告書等を添えてその旨を主務課長に報告しなければならない。

3 部長は、天災その他工事の進行に重大な支障を及ぼすおそれのある事態が発生したとき又は工事の施工に際し第三者に損害を及ぼしたときは、直ちに電話その他の方法により、その要旨を主務課長に報告し、かつ、3日以内に被害調書を提出しなければならない。

(検査員)

第35条 本庁請負工事の支出負担行為担当者以外の検査員は、次に定める職員のうち工事検査課長の指定する職員とする。

(1) 既成部分検査の場合は、林業土木工事検査監、林業土木工事検査員、農業土木工事検査監、農業土木工事検査員、土木工事検査監、土木工事検査員、建築工事検査監若しくは建築工事検査員（以下「工事検査員」という。）、監督員又は主務課若しくは当該地域振興局の部等の技術職員

(2) 臨時検査の場合は、工事検査員又は主務課の技術職員（当該監督員を除く。）

(3) 完成検査の場合は、工事検査員又は主務課の

議しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 前各号以外の工事で主務課長が指定したもの

(報告事項)

第33条 工事主任は、次の各号の定めるところにより、所長に対し報告等をしてなければならない。

(1) 工事に着手したときは、ただちに直営工事着手報告書を提出すること。

(2)・(3) (略)

(4) 前各号のほか、所長の指示した報告をすること。

2 所長は、本庁直営工事について、前項の規定による報告をうけたときは、2日以内に当該報告書等を添えてその旨を主務課長に報告しなければならない。

3 所長は、天災その他工事の進行に重大な支障を及ぼすおそれのある事態が発生したとき又は工事の施工に際し第三者に損害を及ぼしたときは、ただちに電話その他の方法により、その要旨を主務課長に報告し、かつ、3日以内に被害調書を提出しなければならない。

(検査員)

第35条 本庁請負工事の支出負担行為担当者以外の検査員は、次の各号に定める職員のうち主務課長（土木部にあつては企画検査課長とする。以下本章において同じ。）の指定する職員とする。

(1) 既成部分の検査の場合は、土木工事検査員、監督員又は当該事務所の技術吏員

(2) 臨時検査の場合は、林業土木工事検査監、林業土木工事検査員、農業土木工事検査監、農業土木工事検査員、土木工事検査監、土木工事検査員、建築工事検査監若しくは建築工事検査員（以下「工事検査員」という。）又は主務課の技術吏員

(3) 完成検査の場合は、工事検査員又は主務課の

技術職員（当該監督員を除く。）

- 2 委任請負工事の検査員は次に定める職員でなければならない。
 - (1) 既成部分検査の場合は、工事検査員、監督員又は部長の指定した当該地域振興局の部等の技術職員
 - (2) 臨時検査の場合は、工事検査員又は部長の指定した当該地域振興局の部等の技術職員（当該監督員を除く。）
 - (3) 完成検査の場合は、工事検査員、部長又は部長の指定する当該地域振興局の部等の技術職員（当該監督員を除く。）
- 3 工事検査課長又は部長は、特に必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、別に指定する職員に検査を行わせることができる。
- 4 本庁直営工事の検査員は、工事検査員とする。
- 5 地域機関直営工事の検査員は、工事検査員、部長又は部長の指定する当該地域振興局の部等の技術職員（当該工事主任を除く。）とする。
- 6 （略）

（検査実施の時期）

第36条 （略）

- 2 臨時検査は、本庁請負工事及び本庁直営工事にあつては工事検査課長が、委任請負工事及び地域機関直営工事にあつては部長が必要と認める時期に行うものとする。
- 3 （略）

（検査調書）

- 第40条** 検査員は、既成部分検査を終わったときは、検査調書を作成し、部長（本庁監督工事の場合は主務課長）を経て、これを支出負担行為担当者に提出し、かつ、受注者にその旨を通知しなければならない。
- 2 第26条第3項の規定により、部長に監督を委託してある工事については、検査員は、既成部分の検査調書を部長及び主務課長を経て、これを支出負担行為担当者に提出し、かつ、受注者にその旨を通知しなければならない。

技術吏員

- 2 委任請負工事の検査員は次の各号に定める職員でなければならない。
 - (1) 既成部分検査の場合は、土木工事検査員、監督員又は所長の指定した当該事務所の技術吏員
 - (2) 臨時検査の場合は、土木工事検査員又は所長の指定した当該事務所の技術吏員（当該監督員を除く。）
 - (3) 完成検査の場合は、所長、土木工事検査員又は所長の指定する当該事務所の技術吏員（当該監督員を除く。）
- 3 主務課長又は所長は、特に必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、別に指定する職員に検査を行わせることができる。
- 4 本庁直営工事の検査員は、工事検査員又は主務課の技術吏員のうち主務課長の指定する職員とする。
- 5 出先直営工事の検査員は、当該所長又は工事主任以外の所長の指定する当該事務所の技術吏員とする。
- 6 （略）

（検査実施の時期）

第36条 （略）

- 2 臨時検査は、本庁請負工事及び本庁直営工事にあつては主務課長が、委任請負工事及び出先直営工事にあつては所長が必要と認める時期に行うものとする。
- 3 （略）

（検査調書）

- 第40条** 検査員は、既成部分検査を終わったときは、検査調書を作成し、所長（直轄工事の場合は主務課長）を経て、これを支出負担行為担当者に提出し、かつ、請負者にその旨を通知しなければならない。
- 2 第26条第3項の規定により、所長に監督を委託してある工事については、検査員は、既成部分の検査調書を所長及び主務課長を経て、これを支出負担行為担当者に提出し、かつ、請負者にその旨を通知しなければならない。

(検査日時等の通知)

第41条 本庁請負工事又は本庁直営工事の臨時検査又は完成検査(以下本節において「検査」という。)をする場合は、工事検査課長は、次に掲げる事項を部長に通知しなければならない。

(1)～(4) (略)

2 部長は、前項の通知があつたとき又は委託請負工事若しくは地域機関直営工事の検査をする場合は、請負工事にあつては当該受注者若しくはその現場代理人及び当該監督員に、直営工事にあつては当該工事主任に前項各号の事項を通知し、検査に必要な準備をさせなければならない。

3 臨時急施を要する臨時検査の場合は、前2項の規定による通知を省略することができる。

(立会い)

第43条 検査に際しては、検査員は、工事主任又は監督員及び受注者若しくはその現場代理人を立ち合わせなければならない。ただし、臨時急施を要する臨時検査の場合は、この限りでない。

2 主務課長が指定した重要工事の場合は、部長は、検査に立ち会わなければならない。

(破壊検査)

第45条 検査員は、水中又は地下埋設その他外部から明視できない部分を検査する場合において必要と認めるときは、その部分を破壊して検査しなければならない。

(不合格措置)

第46条 検査員は、検査の結果、不完全と認めるときは、直営工事の場合あつては工事主任に、請負工事の場合あつては受注者に対して、期日を指定し、その補修又は改造その他必要な措置(以下「手直し」という。)を命ずるとともに、その旨を主務課長又は部長に報告しなければならない。

2 検査員は、当該瑕疵が重大であり、かつ、手直しに要する期間が長期にわたり、又は手直し不能と認めるときは、その措置に関する意見を付してその旨を主務課長又は部長に報告しなければならない。この場合において、検査員は、直営工事に

(検査日時等の通知)

第41条 本庁請負工事又は本庁直営工事の臨時検査又は完成検査(以下本節において「検査」という。)をする場合は、主務課長は、次に掲げる事項を所長に通知しなければならない。

(1)～(4) (略)

2 所長は、前項の通知があつたとき又は委託請負工事若しくは出先直営工事の検査をする場合は、請負工事にあつては当該請負者若しくはその現場代理人及び当該監督員に、直営工事にあつては当該工事主任に前項各号の事項を通知し、検査に必要な準備をさせなければならない。

3 臨時急施を要する臨時検査の場合は、前各項の規定による通知を省略することができる。

(立合い)

第43条 検査に際しては、検査員は、工事主任又は監督員及び請負者若しくはその現場代理人を立合せなければならない。ただし、臨時急施を要する臨時検査の場合は、この限りでない。

2 主務課長が指定した重要工事の場合は、所長は、検査に立合わなければならない。

(破壊検査)

第45条 検査員は、水中又は地下埋設その他外部から明視できない部分を検査する場合において必要と認めるときは、その部分を破壊して検査することができる。

(不合格措置)

第46条 検査員は、検査の結果、不完全と認めるときは、直営工事の場合工事主任に、請負工事の場合は、請負者に対して、期日を指定し、その補修又は改造その他必要な措置(以下「手直し」という。)を命ずるとともに、その旨を主務課長又は所長に報告しなければならない。

2 検査員は、当該瑕疵が重大であり、かつ、手直しに要する期間が長期にわたり、又は手直し不能と認めるときは、その措置に関する意見を付してその旨を主務課長に報告しなければならない。この場合は、検査員は、直営工事にあつては工事主

あつては工事主任、請負工事にあつては受注者に対し、その旨を通知しなければならない。

(合格の通知等)

第47条 検査員は、検査（手直し完了後の再検査を含む。）の結果、合格と認めるときは、その旨を工事主任又は受注者に通知し、かつ、主務課長又は部長に検査調書及び必要な資料を提出しなければならない。

2 臨時検査の場合は、その結果を受注者に通知し、かつ、主務課長又は部長に検査調書及び必要な資料を提出しなければならない。

(証明)

第48条 部長（本庁監督工事にあつては、監督員。以下この条において同じ。）は、本庁請負工事について、請負者その他工事に関し債権を有する者から請負代金その他の支払の請求があつたときは、財務規則第121条第1項各号に掲げる事項を調査し、正当と認めるときは当該請求書に記載された請求金額の前又は後にその私印を押印して、これを支出負担行為担当者に送付しなければならない。

2 部長は、前項の規定により用いる私印の印鑑をあらかじめ主務課長に届け出ておかなければならない。これを変更する場合も同様とする。

3 部長に事故がある場合においては、第1項の規定による証明は、新潟県事務決裁規程（昭和35年3月新潟県訓令第8号）第16条の規定による代決をする職員が行うものとし、前項の規定は、代決をする職員の私印の印鑑について準用する。

(工事台帳の備付け)

第49条 主務課長及び部長は、主務課長の定めるところにより、工事台帳を備え、所要の事項を記録整理しておかなければならない。

(書類等の様式)

第50条 請負工事の仕様書その他この規程の工事関係の書類等の様式は、別に定める。

任、請負工事にあつては請負者に対し、その旨を通知しなければならない。

(合格の通知等)

第47条 検査員は、検査（手直し完了後の再検査を含む。）の結果、合格と認めるときは、その旨を工事主任又は請負者に通知し、かつ、主務課長又は所長に検査調書及び必要な資料を提出しなければならない。

2 臨時検査の場合は、主務課長又は所長があらかじめ指示した場合のほか、前項の書類の提出にかえて、その旨を口頭で報告することができる。

(証明)

第48条 所長（直轄工事の場合は、監督員とする。以下本条中同じ。）は、本庁請負工事について、請負者その他工事に関し債権を有する者から請負代金その他の支払の請求があつたときは、財務規則第121条第1項各号に掲げる事項を調査し、正当と認めるときは当該請求書に記載された請求金額の前又は後にその私印を押捺して、これを支出負担行為担当者に送付しなければならない。

2 所長は、前項の規定により用いる私印の印鑑をあらかじめ主務課長に届け出ておかなければならない。これを変更する場合も同様とする。

3 所長に事故がある場合においては、第1項の規定による証明は、新潟県事務決裁規程（昭和35年3月新潟県訓令第8号）第16条の規定による代決をする職員が行うものとし、前項の規定は、代決をする職員の私印の印鑑について準用する。

(工事台帳の備付け)

第49条 主務課長及び所長は、主務課長の定めるところにより、工事台帳を備え、所要の事項を記録整理しておかなければならない。

(標準仕様書)

第50条 請負工事の仕様書は、別に定める。

第51条 この規定の請負工事関係の書類等の様式は、次表に定めるところによるものとする。

書類の名称	規定条文	様式は別記のとおりとし、その番号は次のとおりとする。
請負業者指名候補者名簿(兼指名伺)	第6条第1号イ	第1号様式
本庁請負工事起工通知書	第8条	第2号様式
削除		第3号様式
削除		第4号様式
削除		第5号様式
監督員指定変更通知書	第11条第1項	第6号様式
工事記録簿	第11条第5項、第14条第4項、第15条第4項	第7号様式
工程月報	第12条第1項	第8号様式
材料検査簿	第13条第1項	第9号様式
杭、矢板類切縮調査書	第17条第2項	第10号様式
被害調査書	第19条第2項	第11号様式
被害状況通知書	第19条第2項	第12号様式
工事施工中止通知書	第21条第1項	第13号様式
工事施工中止解除通知書	第21条第1項	第14号様式
工期短縮通知書	第21条第1項	第15号様式
工期変更協議書	第21条第1項	第16号様式
本庁請負工事完了報告書	第22条	第17号様式
委任請負工事完了報告書	第23条	第18号様式
監督、検査委託通知書	第25条第1項、第41条第1項	第19号様式
本庁工事検査通知書	第41条第1項	第20号様式
手直命令兼報告書	第46条第1項	第21号様式
検査合格通知書	第47条第1項	第22号様式

2 この規定の直営工事関係の書類等の様式は、次表に定めるところによるものとする。

書類の名称	規定条文	様式は別記のとおりとし、その番号は次のとおりとする。
工程表	第6条第2号イ	第23号様式
予算内訳書	第6条第2号ウ	第24号様式
直営工事執行決議書	第9条	第25号様式
出先直営工事決定通知書	第10条第1項	第26号様式
本庁直営工事起工通知書	第10条第2項	第27号様式
工事日誌	第29条第1項第1号	第7号様式に準ずる
材料検査簿	第29条第1項第2号	第9号様式に準ずる
材料・消耗品出納簿	第29条第1項第3号	第28号様式
就労カード	第29条第1項第4号	第29号様式
就労者賃金計算書	第29条第1項第5号	第30号様式
就労総括表	第29条第1項第6号	第31号様式
就労日計表	第29条第1項第7号	第32号様式
日計簿	第29条第1項第8号	第33号様式
杭・矢板類切縮調査書	第32条	第10号様式に準ずる
直営工事着工報告書	第33条第1項第1号	第34号様式
工程月報	第33条第1項第2号	第8号様式に準ずる
直営工事完了報告書	第33条第1項第3号	第35号様式

本庁工事検査通知書	第41条第1項	第20号様式に準ずる
手直命令兼報告書	第46条第1項	第21号様式に準ずる

3 前各項に規定するもののほか、この規定に定める通知、報告等は軽易なものを除き、文書によるものとし、主務課長は必要があると認めるときは、その様式を定めることができる。

第52条 監督員は、約款に定めるところにより、請負者のする通知その他の書類の様式は、別に定めがあるものを除き、次表に定めるものによるべきことを当該請負者に指示するものとする。

書類の名称	約款条文	様式は別記のとおりとし、その番号は次のとおりとする。
下請（委任）承諾願書	第8条第1項	第36号様式
下請決定通知書	第9条第1項	第37号様式
支給材料受払簿	第16条	第39号様式
条件変更確認請求書	第18条第1項	第40号様式
工期延長請求書	第20条	第41号様式
災害防止等の措置通知書	第23条第2項	第42号様式
損害負担請求書	第26条第3項	第43号様式
手直完了届	第28条第5項	第44号様式
部分使用同意書	第30条第1項	第45号様式
保険等契約通知書	第46条第3項	第46号様式

(適用除外)

第51条 この訓令は、当分の間地域振興局（企画振興部、県税部、健康福祉部及び健康福祉環境部に限る。）及び地域振興局以外の地域機関（流域下水道事務所を除く。）については適用しない。

2 第35条第1項及び第4項中、工事検査員に関する規定は、当分の間、農林水産部、農地部、土木部及び交通政策局所管の工事（財務規則第17条第

(適用除外)

第53条 この訓令は、当分の間出先機関のうち、各林業事務所、各農地事務所、各土木事務所、各港湾事務所、各開発事務所及び新井砂防事務所以外の出先機関については適用しない。

2 第35条第1項第2号及び第3号並びに同条第3項中、工事検査員に関する規定は、当分の間、農林水産部、農地部及び土木部所管の工事（財務規

1項の規定により、農林水産部長、農地部長、土木部長又は交通政策局長が他の部局長からの執行の委任を受けたものを含む。)以外の工事に適用しない。

則第17条第1項の規定により、農林水産部長、農地部長又は土木部長が他の部局長からの執行の委任を受けたものを含む。)以外の工事に適用しない。

別記

第1号様式

請負業者指名候補者名簿（兼指名伺）

(略)

第2号様式

本庁請負工事起工通知書

(略)

第3号様式から第5号様式まで 削除

第6号様式

(略)

指定

監督員変更通知書

(略)

第7号様式

工事記録簿 工事記録簿 工事記録簿

その1 その2 その3

(略) (略) (略)

第8号様式

工程月報

(略)

第9号様式

材料検査簿

(略)

第10号様式

杭・矢板類切縮調書

(略)

第11号様式

被害調書

(略)

第12号様式

(略)

被害状況通知書

(略)

第13号様式

(略)

工事施工中止通知書

(略)

第14号様式

(略)

工事施工中止解除通知書

(略)

第15号様式

(略)

工期短縮通知書

(略)

第16号様式

工期変更協議書

(略)

第17号様式

(略)

本庁請負工事完了報告書

(略)

第18号様式

(略)

委任請負工事完了報告書

(略)

第19号様式

(略)

監督

検査委託通知書

(略)

第20号様式

(略)

本庁工事検査通知書

(略)

第21号様式

手直命令兼報告書

(略)

第22号様式

検査合格通知書

(略)

第23号様式

工程表

(略)

第24号様式

予算内訳書

(略)

第25号様式

(略)

直営工事執行決議書

(略)

第26号様式

(略)

出先直営工事決定通知書

(略)

第27号様式

(略)

本庁直営工事起工通知書

(略)

第28号様式

(略)

第29号様式

(略)

第30号様式

年度工事就労者賃金計算書

(略)

第31号様式

就労総括表

(略)

第32号様式

就労日計表

(略)

第33号様式 (日計簿) その1

(略)

第33号様式 (日計簿) その2

(略)

第34号様式

直営工事着工報告書

(略)

第35号様式

直営工事完了報告書

(略)

第36号様式

(略)

下請(委任)承諾願書

(略)

第37号様式

下請決定通知書

(略)

第38号様式 削除

第39号様式

(略)

第40号様式

条件変更確認請求書

(略)

	<p>第41号様式</p> <p>工期延長請求書</p> <p>(略)</p>
	<p>第42号様式</p> <p>災害防止等の措置通知書</p> <p>(略)</p>
	<p>第43号様式</p> <p>損害負担請求書</p> <p>(略)</p>
	<p>第44号様式</p> <p>手直完了届</p> <p>(略)</p>
	<p>第45号様式</p> <p>部分使用同意書</p> <p>(略)</p>
	<p>第46号様式</p> <p>保険等契約通知書</p> <p>(略)</p>